

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、賃金・労働時間及び雇用について、毎月群馬県における変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類にいう鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから抽出された約750事業所について行っている。

3 調査期間

事業所の前月の給与締切日の翌日から、本月の給与締切日までの1か月間。

4 調査事項の定義

(1) 常用労働者

期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者（臨時又は日雇労働者で、前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われたものを含み、事業主又は法人の代表者、無給の家族従事者は除く）。

(2) パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

(3) 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与、その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うもののうちで、通貨で支払われるものをいう。

（所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の総額）

現金給与総額＝「きまって支給する給与」＋「特別に支払われる給与」

ア きまって支給する給与（定期給与）

労働協約、就業規則等において、あらかじめ定められている支給条件、算定方法により算定され支給される給与。

〔例〕基本給（月給、日給、時給）、家族手当、精勤手当、職務手当、特殊作業手当、宿日直手当、超過勤務手当、休日出勤手当、通勤手当、有給休暇手当、休業手当等。

イ 特別に支払われた給与（特別給与）

現金給与のうちで、きまって支給する給与以外のすべてのものをいう。

〔例〕夏・冬の賞与、期末手当等の一時金、3か月を超える期間で算定される給与。

ウ 所定内給与

「所定内給与」＝「きまって支給する給与」－「超過労働給与」

(4) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数で、1日のうちで1時間でも就業すれば出勤日となる。

(5) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間で、所定内労働時間と所定外労働時間との合計時間である。

ア 所定内労働時間

事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻・終業時刻との間の労働時間との合計時間（休憩時間を除く）となる。

イ 所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の労働時間である。

5 調査の結果

この調査の結果は、調査事業主からの報告をもとにして、本県の5人以上規模のすべての事業所に対応するように推計した数値である。したがって、調査結果に若干の標本誤差が含まれている。

6 結果利用上の注意

(1) 指数は、基準年を平成22年＝100とする。

(2) 事業所規模30人以上の事業所は、おおむね3年毎に調査対象事業所の抽出替えが行われており、最近では平成27年1月に対象事業所の抽出替えが行われた。

(3) 抽出替えに伴い新旧調査結果にギャップが生じるため、時系列的連続性を保つ上から指数を修正した。(平成27年1月のギャップ修正により、指数を過去に遡って改訂した。)

なお、実数値については修正をしていないため、時系列比較は、指数により行っている。

(4) 対前年増減率については、原則として指数により計算している。

(5) 鉱業、採石業、砂利採取業、不動産業、物品賃貸業等調査対象事業所が僅少な産業については、秘密保持のため公表していないが「調査産業計」欄には当該産業も含めて算定している。

統計表中の符号の意味は、次のとおりである。

「-」・・・指数が作成できないもの

「x」・・・調査対象事業所が僅少なため、秘密保持上公表しないもの

「0.0」・・・単位未満

本報告書についてのお問い合わせ先

群馬県 企画部 統計課 経済産業係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-226-2415 FAX 027-224-9224